

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第6号

青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願(不採択)

(請願の趣旨)

国旗及び国歌に関する法律(平成11年8月13日法律第127号)が施行され、日章旗が国旗として法的に位置づけられてから、既に10年以上が経過している。

今さら申し上げるまでもなく、国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴あるいは国民のアイデンティティーのあかしとして大切に扱われているものであり、国家にとってなくてはならないものとして認識されている。例えば、国際的なスポーツ大会では、それらの取り扱いについて最大限の敬意が払われている。私たちは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や自国民としての自覚を持つことだけでなく、他国の国旗に対しても相手国を尊重することをあらわすために、敬意を表さなければならないことは当然である。多分野において海外との交流が盛んになる中、そのような心構えを涵養し、あらゆる機会を捉え国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人、青森市民として成長する必要がある。

都道府県や市町村旗についても同様であると考えている。

そうした意味からも、市民の代表で構成される市議会の本会議場において国旗と青森市旗が掲揚されることは、市議会が市民の模範たらしめようとすることを示す意味として極めて重要であると考えている。

(請願事項)

青森市議会の本会議場に国旗と青森市旗を掲揚すること。

平成25年11月21日

請 願 者 青森市大字古館字大柳 84 - 14  
柴田 千代治  
紹介議員 長谷川 章悦

---

陳情第22号

勤務時間中の喫煙離席者の処分を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市役所本庁舎敷地に屋外とプレハブ風建物の2カ所の喫煙場所が設置されているが、そこで市役所職員が勤務時間中に喫煙をしている。人事課のサービスを担当するチームリーダーに職員の勤務時間中の喫煙について苦情を申し入れたが、一向に改善されていない。
2. 喫煙場所を設置しているのは青森市庁舎に来る市民の便宜をも考えているのかもしれないが、今まで来庁した市民の方が喫煙場所を利用しているのを見たことがない。勤務時間終了後もプレハブ風建物の喫煙場所には照明がついていることから、喫煙場所は職員のためにあるのが実態だと思う。

- 3 .陳情者が行政文書開示請求をして入手した「職員の服務規律の確保及び綱紀の肅正について(通達)」には「喫煙など、勤務時間中における正当な理由のない離席は厳に慎み」「喫煙場所が設定されている職場においても勤務時間中の喫煙は厳に慎むこと」と書かれている。通達には明文されていないが、「勤務時間中における正当な理由のない離席」は地方公務員法第 35 条(職務に専念する義務)違反である。人事課では通達以外にも勤務時間中の喫煙をやめるよう再三にわたり注意を呼びかけているという。にもかかわらず勤務時間中の喫煙をするというのは、服務規律違反であることを承知で行っている行為であり、「気がつきませんでした」では済まないことだと思う。
- 4 .服務規律の確保、綱紀肅正の通達を無視した「喫煙のための勤務時間中の離席」は地方公務員法第 35 条に違反する行為であるため、「喫煙のために勤務時間中に離席」した者については懲戒処分をするべきである。

(陳情事項)

喫煙のために勤務時間中に離席した者を懲戒処分することを求める。

平成25年11月27日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2  
三国谷 清一

---

(陳 情)

陳情第23号

勤務時間中の喫煙離席者の賃金カットを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1 .青森市役所本庁舎敷地に屋外とプレハブ風建物の2カ所の喫煙場所が設置されているが、そこで市役所職員が勤務時間中に喫煙をしている。人事課の服務を担当するチームリーダーに職員の勤務時間中の喫煙について苦情を申し入れたが、一向に改善されていない。
- 2 .喫煙場所を設置しているのは青森市庁舎に来る市民の便宜をも考えているのかもしれないが、今まで来庁した市民の方が喫煙場所を利用しているのを見たことがない。勤務時間終了後もプレハブ風建物の喫煙場所には照明がついていることから、喫煙場所は職員のためにあるのが実態だと思う。
- 3 .陳情者が行政文書開示請求をして入手した「職員の服務規律の確保及び綱紀の肅正について(通達)」には「喫煙など、勤務時間中における正当な理由のない離席は厳に慎み」「喫煙場所が設定されている職場においても勤務時間中の喫煙は厳に慎むこと」と書かれている。通達には明文されていないが、「勤務時間中における正当な理由のない離席」は地方公務員法第 35 条(職務に専念する義務)違反である。人事課では通達以外にも勤務時間中の喫煙をやめるよう再三にわたり注意を呼びかけているという。にもかかわらず勤務時間中の喫煙をするというのは、服務規律違反であることを承知で行っている行為であり、「気がつきませんでした」では済まないことだと思う。
- 4 .「喫煙のための勤務時間中の離席」は地方公務員法第 35 条に違反する行為であるため、「喫煙のために勤務時間中に離席」した者については懲戒処分をするとともに、「ノーワーク・ノーペイの原則」に従って賃金カットをするべきである。

(陳情事項)

喫煙のために勤務時間中に離席した者について賃金カットすることを求める。

平成 25 年 11 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第24号

喫煙場所の廃止を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市役所本庁舎敷地に屋外とプレハブ風建物の2カ所の喫煙場所が設置されているが、そこで市役所職員が勤務時間中に喫煙をしている。人事課のサービスを担当するチームリーダーに職員の勤務時間中の喫煙について苦情を申し入れたが、一向に改善されていない。
2. 喫煙場所を設置しているのは青森市庁舎に来る市民の便宜をも考えているのかもしれないが、今まで来庁した市民の方が喫煙場所を利用しているのを見たことがない。勤務時間終了後もプレハブ風建物の喫煙場所には照明がついていることから、喫煙場所は職員のためにあるのが実態だと思う。
3. 陳情者が行政文書開示請求をして入手した「職員の服務規律の確保及び綱紀の肅正について(通達)」には「喫煙など、勤務時間中における正当な理由のない離席は厳に慎み」「喫煙場所が設定されている職場においても勤務時間中の喫煙は厳に慎むこと」と書かれている。通達には明文されていないが、「勤務時間中における正当な理由のない離席」は地方公務員法第 35 条(職務に専念する義務)違反である。人事課では通達以外にも勤務時間中の喫煙をやめるよう再三にわたり注意を呼びかけているという。
4. 喫煙場所があるから「喫煙のための勤務時間中の離席」がなくなるのであるならば、思い切って喫煙場所を廃止すればよいと思う。多くの市民は市役所職員の綱紀肅正につながる喫煙場所の廃止を理解、賛成してくれると思う。

(陳情事項)

青森市役所本庁舎敷地内にある喫煙場所を廃止することを求める。

平成 25 年 11 月 27 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第27号

生活困窮世帯への灯油代助成を求める陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

近年、厳しい冬の寒さ、降雪と灯油価格の高どまり、原油価格に連動したさまざまな生活用品の値上がりなど、収入がふえない中で市民の生活は苦しさを増すばかりである。

青森市では国の補助も受け、平成 19 年度、平成 20 年度に灯油代の助成を実施したが、その後は当会から毎年実施を要請しているが実施に至っていない。

石油情報センターの発表している資料によると、平成 25 年 11 月 25 日の青森県内の灯油価格は、ポリタンク 1 缶（18 リットル、給油所・配達価格）当たり 1819 円と昨年同時期の 1 缶当たり 1612 円よりも大幅に高くなっており、長期予報で今冬は低温傾向と言われていることもあり、例年以上に家計を圧迫することが予想される。とりわけ県庁所在地で、灯油の消費量が全国一多い青森市において、その影響は深刻である。

昨冬も、国からの補助金がない中でも全国では 150 自治体が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯などに灯油代を助成し、今年度も隣県の秋田県では、能代市、潟上市など 6 自治体が既に実施の方向を明らかにしている。また、私たちの会の全国組織である全国生活と健康を守る会連合会でも、総務省に対して国の財政支援を求め要請している。

それぞれの努力では限界のある市民生活に対して、青森市として生活困窮世帯への灯油購入費補助施策を実施するよう陳情する。

（陳情事項）

国に、灯油購入費補助施策を自治体が行う場合、特別交付税などで補助するよう求めること。

平成 25 年 11 月 28 日

陳 情 者 青森市茶屋町 11 - 5  
青森生活と健康を守る会  
会長 齋藤 恵子

---

陳情第28号

生活困窮世帯への灯油代助成を求める陳情（その 2）（不採択）

（陳情の趣旨）

近年、厳しい冬の寒さ、降雪と灯油価格の高どまり、原油価格に連動したさまざまな生活用品の値上がりなど、収入がふえない中で市民の生活は苦しさを増すばかりである。

青森市では国の補助も受け、平成 19 年度、平成 20 年度に灯油代の助成を実施したが、その後は当会から毎年実施を要請しているが実施に至っていない。

石油情報センターの発表している資料によると、平成 25 年 11 月 25 日の青森県内の灯油価格は、ポリタンク 1 缶（18 リットル、給油所・配達価格）当たり 1819 円と昨年同時期の 1 缶当たり 1612 円よりも大幅に高くなっており、長期予報で今冬は低温傾向と言われていることもあり、例年以上に家計を圧迫することが予想される。とりわけ県庁所在地で、灯油の消費量が全国一多い青森市において、その影響は深刻である。

昨冬も、国からの補助金がない中でも全国では 150 自治体が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯などに灯油代を助成し、今年度も隣県の秋田県では、能代市、潟上市など 6 自治体が既に実施の方向を明らかにしている。また、私たちの会の全国組織である全国生活と健康を守る会連合会でも、総務省に対して国の財政支援を求め要請している。

それぞれの努力では限界のある市民生活に対して、青森市として生活困窮世帯への灯油購入費補助施策を実施するよう陳情する。

（陳情事項）

市独自に灯油購入費補助施策を、生活保護世帯や高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、低所得世帯など生活困窮世帯を対象に行うこと。

平成 25 年 11 月 28 日

陳 情 者 青森市茶屋町 11 - 5  
青森生活と健康を守る会  
会長 齋藤 恵子

---

陳情第29号

元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業の再開実施を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業は、市民と中小零細業者から歓迎され、昨年度まで2年間実施され、2年間の実績は695件であり、対象となる工事費の総額は10億9321万円に上った。申し込み者数が予算額を超え抽選となったことは、市民の期待のあらわれであり、平成24年第3回定例会では経済部長も「(経済効果に)影響があったと推測される」との見方を示している。こうした実績を踏まえ、平成24年第4回定例会において、平成25年度の事業継続を求める請願及び陳情が採択されている。

しかし、今年度は、平成24年度限りの事業のためとの理由だけで終了とされた。

この事業の目的は本市経済の活性化を図ることである。青森市においては震災復興関連や消費税増税前の駆け込み需要で一部に好況感はあるものの、個人消費の不振などから依然として厳しい経済状況にあり、来年4月からの消費税増税による景気の腰折れが心配される中で、市民からの要望が高く、裾野の広いリフォーム関連地元業者の仕事がふやし、大きな経済効果のある本制度を再開することは極めて有効な政策と考える。市民を励まし、市経済を支えるため元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業を再開することを求め、陳情する。

(陳情事項)

1、元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業を実施すること。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市長島三丁目 21 - 8  
青森民主商工会  
会長 田附 衛

---

陳情第31号

下水道使用料請求漏れ事件の調査・公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 平成11年度から平成20年度までの間の1億円以上の下水道使用料請求漏れ事件(以下「1億円請求漏れ事件」という)が新聞報道された。その原因は、職員のデータ入力漏れ、施工業者による無届け工事によるものだという。
- 1億円以上の下水道使用料の請求漏れがあったということは、それ以上に下水処理費用がかかって

いることになるが、その費用は誰が負担したのか市側からの説明はない。データ入力を怠った職員、無届け工事施工者が弁償したとの発表もないため、税金か下水道使用料で賄ったのだと思われるが、それでは理屈に合わない。市では1億円請求漏れ事件関係職員について懲戒処分をしたようなので、その原因者に損害を求めるべきである。下水道を利用していない市民、下水道使用料をきちんと支払っている市民が負担するいわれはない。

3. 請求漏れのあった一部の下水道使用者には事後的に下水道使用料を請求しているとのことだが、その請求分については青森市の条例・規則にのっとった調定等の徴収手続を行っておらず、未納が発生しているようである。
4. さらにまた、青森市においては1億円請求漏れ事件以外にも下水道使用料請求漏れが発生しているようである。
5. 不祥事を解消しないまま、青森市では消費税増税を奇貨として、下水道使用料の値上げを考えているようだが、職員の不適切な事務処理等市側に起因するずさんな下水道経営の「つけ」を市民に押しつけることは許されないことである。
6. 鹿内市長は、1億円請求漏れ事件について原因、経過、処理及び今後の対応について詳細な調査分析をして、その結果を市民に公表をするべきである。青森市では何かあると「市民に誤解を与えるおそれがあるので公表を差し控える」という表現を使う傾向があるが、1億円請求漏れ事件については「市民に誤解を与えない」ようにきちんとした調査を行って、その全てを公表していただきたい。

(陳情事項)

下水道使用料請求漏れ事件について調査をし、公表することを求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第32号

下水道使用料請求漏れにつき損害賠償を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 平成 11 年度から平成 20 年度までの間の 1 億円以上の下水道使用料請求漏れ事件(以下「1 億円請求漏れ事件」という)が新聞報道された。その原因は、職員のデータ入力漏れ、施工業者による無届け工事によるものだという。
2. 1 億円以上の下水道使用料の請求漏れがあったということは、それ以上に下水処理費用がかかっていることになるが、その費用は誰が負担したのか市側からの説明はない。データ入力を怠った職員、無届け工事施工者が弁償したとの発表もないため、税金か下水道使用料で賄ったのだと思われるが、それでは理屈に合わない。市では1億円請求漏れ事件関係職員について懲戒処分をしたようなので、その原因者に損害を求めるべきである。下水道を利用していない市民、下水道使用料をきちんと支払っている市民が負担するいわれはない。
3. 請求漏れのあった一部の下水道使用者には事後的に下水道使用料を請求しているとのことだが、その請求分については青森市の条例・規則にのっとった調定等の徴収手続を行っておらず、未納が発生しているようである。

4. 鹿内市長は、1億円請求漏れ事件により生じた損害について、原因者に損害賠償を求めるべきである。
5. 青森市では、不祥事を解消しないまま消費税増税を奇貨として下水道使用料の値上げを考えているようだが、職員の不適切な事務処理等市側に起因するずさんな下水道経営の「つけ」を市民に押しつけることは許されないことである。
6. なお、1億円請求漏れ事件を所管している環境部下水道総務課では、1億円請求漏れ事件に係る職員の懲戒処分等に関する行政文書は一切存在しないと主張している。

(陳情事項)

下水道使用料請求漏れ事件について関係職員に損害賠償を求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第33号

平成 15 年度以降の下水道使用料収支公表を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は、消費税増税を奇貨として下水道使用料の値上げを考えているようだが、青森市の下水道使用料は値下げの余地があるものと思われるのにもかかわらず値上げをするというのは理不尽である。
2. 陳情者は再三にわたり下水道使用料の収支の公表をお願いしてきたが、「下水道使用料対象経費に関する数値は難しいので、公表しても市民は誤解するので、公表は差し控えている」との理由で鹿内市長は収支の公表を実質的に拒否している。「実質的に拒否」というのは、鹿内市長は、青森市のホームページに下水道事業特別会計の収支を公表していると主張しているが、下水道事業特別会計の収支は「雨水公費・汚水私費の原則」「受益者負担の原則」等の考え方に基づいて作成されたものではないため、これを見ても下水道使用料の収支はわからないからである。
3. 鹿内市長は、現行 5% の消費税率を 8% に改正するだけだと主張するのかもしれないが、現行の下水道使用料は平成 14 年度に平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の汚水量、人件費・薬品費・光熱水費等の維持管理費、下水道事業債の償還額等を予測して算定したものであり、もし、11 年以上経過した現在、平成 14 年度の予測数字に消費税率 8% を掛けて、新下水道使用料とするのであれば、理屈に合わない暴挙である。
4. 青森市公共下水道管理者たる鹿内市長は、下水道使用料値上げをするのであれば、平成 15 年度以降の下水道使用料の収支を下水道利用者である市民に公表すべきである。理屈・道理にかなったものであれば、市役所職員が難しいと思っているものでも理解はできる。わからなければ賢い市役所職員に聞く。鹿内市長が「市民が誤解するから」ということで公表を差し控えることのないよう監視していただきたい。

(陳情事項)

平成 15 年度以降の下水道使用料収支の公表を求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第34号

青森市下水道使用料問題懇談会の開催を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は、消費税増税を奇貨として下水道使用料の値上げを考えているようだが、青森市の下水道使用料は値下げの余地があるものと思われるのにもかかわらず値上げをするというのは理不尽である。
2. 鹿内市長は、現行 5% の消費税率を 8% に改正するだけだと主張するのもかもしれないが、現行の下水道使用料は平成 14 年度に平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の汚水量、人件費・薬品費・光熱水費等の維持管理費、下水道事業債の償還額等を予測して算定し、青森市下水道使用料問題懇談会の意見を聞いて市議会に提案したものである。もし、11 年以上経過した平成 14 年度の予測数字に消費税率 8% を掛けて事足りるとするのであれば、それは理屈に合わない暴挙である。
3. もしどうしても下水道使用料を値上げするのであれば、青森市下水道使用料問題懇談会を開催し、意見を聞くべきである。青森市では今までそうしてきた。

(陳情事項)

青森市下水道使用料問題懇談会の開催を求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第35号

公正適切な行政文書の開示を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 陳情者は平成 25 年第 3 回定例会に「公正適切な情報公開を求める陳情」をしたが不採択となった。
2. 前回の陳情書について総務部長は「(陳情者が開示請求をした行政文書は)見積書や積算資料など予算編成過程で作成した市内部の審議、検討等に関する情報であり、市議会での議決等、意思決定が行われた後であっても、予算編成は当該年度の審議、検討等の内容が翌年度の政策決定の基礎となるなど、審議、検討等の過程が重層的、連続的であることから、そのような資料を開示することにより、市民等に誤解を与え、または今後の予算編成に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるため、条例に規定する審議検討等情報に該当すると判断し、不開示としたものである」と議会で説明をした。
3. その後、陳情者が財政課へ開示請求した内容とほぼ同じ内容の予算要求資料等を企画調整課へ開示請求したところ、総務部長の前述の説明と同じような理由で不開示となったため、異議申し立てをしたところ全部開示となった。



4. 先日、財政課長にこの点を質問をしたところ「それぞれ課によって判断が異なるものだ。財政課としては見積書や積算資料は審議検討等情報に該当するので不開示とする判断に変更はない」とのことであった。

5. しかし、総務部長らの判断はおかしい。予算案が市議会で議決されれば、職員は議決内容どおり執行すればよいのであり、議決後に審議検討等情報が開示されれば市民等に誤解を与えたり、意思決定等に不当な影響を与えるおそれがあるから審議検討等情報は一律不開示とするというのは傲慢以外の何物でもない。

総務部長らの主張は「市役所がやってあげた事業には文句をつけるな」と言っていることに等しいものである。市が実施した事業について市民からの意見感想を聞いてさらによいやり方を考え、少しずつ前進させることが大切だと思う。いいかげんな、不正確な情報であれば市民だけではなく市長や部長も誤解する。しかし、正確な情報であれば市民は誤解をしない。青森市役所内部で混乱が生じているだけである。

(陳情事項)

青森市民を信用し、公正適切に行政文書を開示することを求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---

陳情第36号

地方財政法第 6 条議会の議決を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市では下水道使用料及び農業集落排水施設使用料(以下「下水道使用料等」という)について、毎年度多額の不納欠損処分をしている。
2. 鹿内市長は、不納欠損処分とした下水道使用料等について、どのような会計処理をしているのか、青森市の一般会計から下水道事業特別会計への繰出金の基準は審議検討等情報ということで不開示情報となっているため判然としないが、一般会計からの繰出金で処理しているのではないかと思われる。もしそうだとすると、地方財政法第 6 条ただし書きの規定により、議会の議決が必要と思われる。
3. 予算に関する議案の中には地方財政法第 6 条ただし書きの規定により議会の議決を求める議案はないようである。

(陳情事項)

下水道使用料等の不納欠損処分について一般会計からの繰出金をもって充てる場合は市議会の議決を経ることを求める。

平成 25 年 11 月 29 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2  
三国谷 清一

---